



日精協発第 19106 号

令和元年 11 月 8 日

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長 橋本 泰宏 殿

公益社団法人日本精神科病院協会

会 長 山 崎 學



災害発生時の精神保健福祉法による入院手続きに関する要望

台風 19 号では多くの精神科医療機関にも被害が発生し、栃木県では 1 階が浸水して 73 人もの患者さん全員の避難を余儀なくされた精神科病院もありました。その内、69 名の患者さんの移送に 10 月 14 日から 10 月 18 日と 4 日間もの長い時間を要してしまうという適正な医療と保護を提供するうえで、極めて深刻な状況になりました。

その原因は、東日本大震災や熊本地震とは異なり「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続き」に関する通知が発出されず、転院に対して医療保護入院患者の家族等の同意が必要とされたためでした。災害時には患者さんや病院職員の生命の安全を守るため、速やかな避難が必要不可欠であることは言うまでもありません。ましてや今回は患者さんの人権や行動の自由等を擁護すべき精神保健福祉法が逆に患者さんの生命を脅かすことになってしまいました。

つきましては、今後の災害発生時には、速やかに通知を発出いただきますようお願い致します。